(1)122「プリンタVersion2.0」区分A(インクジェット、ドットインパクトおよび感熱方式)
(2)122「プリンタVersion2.0」区分B(電子写真方式)
(3)117「複写機Version2.2」
意見がきたもの○、整合をはかる場合○

	(1)	(2)	(3)	意見箇所	意見内容	対応
1	○	○	○	3. 用語の定義 ・再資源化の項で機器あるいは消耗品	以下の定義における機器および消耗品の定義を明確にしてほしい。 「使用済みとなって排出され、再資源化を目的に回収後、再資源化工程へ投入された機器あるいは消耗品の質量、または回収した機器あるいは消耗品の質量のうち、再使用、マテリアルリサイクル、エネルギ回収、油化、ガス化、高炉還元またはコークス炉化学原料化がなされた部品質量の割合。」	消耗品については、No.117、No122区分A、No122区分Bにおいて、消耗品は、マーキング技術ごとに、トナーカートリッジ、トナー容器、インクカートリッジ、インク容器等となります。認定基準ごとに、消耗品の中身を明確化したほうがよいと判断し、ご意見のとおり訂正します。
2			○	3. 用語の定義 再資源化の項でエネルギ回収	エネルギ回収とは熱回収(サーマルリサイクル)と理解している。文言は「熱回収」とすべき。	事業者へのヒアリングにより現状で誤解・齟齬がないことを確認し、他類型との整合を考慮の上、原案通りといたします。
3	○	○	○	4-1-2(6)少なくとも部品の一つは再生プラスチック部品または再使用部品。再生プラスチック部品にあっては、再生プラスチック使用部品重量を報告	(意見1) DfE指標、JIS案検討委員会では複写機は対象外になっている。再生プラスチックの割合を報告するに当たっては、廃プラの回収量の変動により、○～○%の推定値の報告にならざるを得ない。DfEでは0～30%とゼロからの含有率も可能としてるが、消費者にとって無意味と思う。また比率の根拠となる分子・分母の考え方も再考すべき。	原案通りとします。 本項目は消費者への情報提供項目ではなく、次回に認定基準見直しにおいて参考とするための製品データとして活用の予定です。
4	○	○	○		(意見2) 複数の部品がある場合はどうするのか？	再生プラスチックを使用している部品全てをその都度報告いただくことは困難という事情や基準との相応を考慮し、一つのみの報告で可とします。ただし、次回見直し時の参考データとするため、証明方法について以下、下線部を追記します。「事務局からの求めに応じて、製品に使用される再生プラスチック部品の割合、再生プラスチックの種類(自社製品回収ポストコンシューマ材料、オープンポストコンシューマ材料、プレコンシューマ材料など)に関するヒアリングに応じること」

(1)122「プリンタVersion2.0」区分A(インクジェット、ドットインパクトおよび感熱方式)
(2)122「プリンタVersion2.0」区分B(電子写真方式)
(3)117「複写機Version2.2」
意見がきたもの○、整合をはかる場合○

	(1)	(2)	(3)	意見箇所	意見内容	対応
5	○	○	○	4-1-2(7)25g以上筐体プラスチック部品についてハロゲンを含むポリマ使用の禁止 4-1-9(31)製品の包装に使用されるプラスチック材料はハロゲンを含むポリマの使用の禁止	(意見1) 本項目を削除するべき。 ・(7)については、焼却時のダイオキシン発生は焼却物でなく主として焼却条件の問題であることが判明し、これらの対応の結果、日本ではダイオキシン問題は実質的に解決している。エコマークをブルーエンジェルに合わせる必要はないのではないか。 ・(31)については、塩化水素の発生による焼却炉の劣化が記述されているが、焼却炉は種々雑多なものが焼却される前提で設計/運転されている。特に塩素を含んだ物質はいたるところに存在し、それらへの対応は十分なされている。また、塩化水素が存在すれば直ちに炉を負傷すると誤解されがちであるが、150～320℃付近では塩化水素によるスチールの不織はほとんど無い。実際に熱回収ボイラーの運転はこの温度域で行われる。さらに高温(650℃)でも耐えられる鋼材(工法)が開発されている。	原案通りとします。 包装のプラスチック材料については、No.118「プラスチック製品Ver2」(2005.9.1～2010.8.31)の考え方を踏襲し、次回プラスチックWGで検討予定です。No.118「プラスチック製品Ver2」の解説E-8を参照ください。 (抜粋) ただし、ハロゲン系化合物を燃焼させたときに発生する塩化水素ガスなどの化学物質によって、焼却施設を劣化させるという問題があることや、高炉還元剤などとして廃プラスチックを有効利用する際には、前処理でポリ塩化ビニルなどを取り除くか、後処理において塩素ガスを中和するなど、追加的なプロセスが必要となっており、廃プラスチックの有効利用を促進する上では、廃プラスチックの中からハロゲン系化合物を分別することが望ましい。 さらに、「資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年4月26日法律第48号)」では、ポリ塩化ビニル製の建材(硬質塩化ビニル製の管、雨どい及び窓枠並びに塩化ビニル製の床材及び壁紙)は、分別回収を促進するための指定表示製品に指定されており、硬質塩化ビニル製の管・管継手の製造業は、特定再利用業種に指定されている。これらの製品や農業用塩ビフィルムについては、回収とリサイクルが進められており、塩ビ製品全体のマテリアルリサイクル率は24%で、他のプラスチック製品と比較して高い。また、ポリ塩化ビニル樹脂のマテリアルリサイクルは、バージン材料製造と比較して環境負荷が少ないというLCAの結果が示されており2)、マテリアルリサイクルを進めることで確実な環境負荷の低減を期待することができる。 以上より、廃プラスチックを再利用しやすくするという観点と、リサイクルへの取り組みが進んでいるというポリ塩化ビニル製品の特性を考慮し、本商品類型では、一般廃棄物になることの多い製品であっても、使用済み製品の回収やリサイクルを行う一定の取り組みが行われている製品については、認定していく方向とした。 →一定の取り組みがある製品であることを要件としています。
6					(意見2) 本項目を削除するべき。以下の理由により、PVCを排斥する理由はない。 (1)PVC(塩化ビニル樹脂)は、その57%が地球に無尽蔵にある食塩を原料とし、枯渇が心配な石油資源は43%しかなく、他のプラスチックと比べ石油資源保持に貢献する唯一のプラスチックである。 (2)PEやPPを不完全燃焼させると多環芳香族炭化類が高濃度で排出する。焼却の際の有毒ガスで他の素材と比べてPVCがリスクが高いか？ダイオキシン対策特別措置法に基づいた焼却の場合は塩ビからのダイオキシンもポリオレフィンからPAHsも～0となる。 (3)PVCの可塑剤は環境ホルモンではなかった。 (4)安定剤について、鉛安定剤をCa-Zn安定剤に替えることが可能。	

(1)122「プリンタVersion2.0」区分A(インクジェット、ドットインパクトおよび感熱方式)
(2)122「プリンタVersion2.0」区分B(電子写真方式)
(3)117「複写機Version2.2」
意見がきたもの○、整合をはかる場合○

	(1)	(2)	(3)	意見箇所	意見内容	対応
7					(意見3) 本項目を削除するべき。 (1)筐体部品に含塩素プラスチックで製造することは行われていないと思われるので、規定自体必要性がない。 (2)人の健康に配慮すべき大気汚染物質は数多く存在するのにハロゲン(に起因するダイオキシン)のみを取り上げるのは誤りである。過去の過剰な対応は時代遅れである。 (3)野焼きなど違法な処理の場合に発生する恐れがあるとするのも、違法行為を前提とすること自体誤りである。 (4)検討が必要なものは、有害物質を添加し、その有害物質がプラスチック中に止まりきれずに外部に浸出し、それが汚染源になることである。現状ではこうした添加物はほとんど使用されていないであろうし、RoHS指令レベルの物質で規格を定める程度で十分である。 (5)包装材については、従来の規格化の流れに合わせて書いてあり、現在の状況の中で検討されていない。現状にあわせ、過去の規格のアップデート即ち全面的に規格から外すことが当然である。	
8	○	○		4-1-2(7)25g以上筐体プラスチック部品　除外規定bの回収材の定義	筐体樹脂部品のハロゲン含有リサイクル樹脂として「複写機の回収材の投入も認める」を削除すべきである。 (理由) 複写機Version2で、筐体樹脂部品にハロゲン含有樹脂の使用を許可されたのは、「回収・リサイクルが実施される」という前提であった。今回の基準では、回収率の数値基準が設定されない上、「投入する回収材について、プリンタの回収が不安定なためにプリンタ由来の材料だけでは不足が生じるような事態への対策として、複写機の回収材の投入も認める」としている。これでは、「使用済み製品の回収リサイクル」という前提条件が担保できない。 また、「複写機の回収材の投入も認める」とすると、複写機を製造していないメーカーが不利となることから、本規定も現状のままでは、市場での公正な競争を阻害する要件となり、独占禁止法に抵触するおそれがある。従って、「複写機の回収材の投入も認める」を削除すべきと考える。	同一企業内で、複写機とプリンタで同じ材料を使用するのであれば、回収材の最適配分については企業の裁量に任せたほうが、リサイクル促進につながると考えられます。資源循環を強力に推進していっていただきたいことから、原案どおりとします。なお、本ケースは、回収されなかった製品が、不適切に廃棄され、その上で不適切に焼却された場合に、臭素化ダイオキシンを生成する可能性があることを配慮しています。このように複数の仮定が重なり、さらに内外を含め環境中の蓄積量の精緻な複数のデータ等も入手困難な状況において、化学物質リスクの専門家による「いくら以上回収すれば安全、いくら以下なら危険という判断はできない」という見解に基づいて判断いたしました。
9	○	○	○	4-1-2(7)(8)(9)のb(122)、(7)のa(117) (10)に基づきマーキングのなされた大型プラスチック部品	(10)に基づき、マーキングのなされた再使用大型プラスチック部品、につき、大型という言葉が残っているが、(7)全体が25g以上の部品を対象としているので不要ではないか。必要な場合は大型の定義を明記願う。	ご指摘の通り、基準上25g以上の部品を対象としていることから、「大型」を削除します。

(1)122「プリンタVersion2.0」区分A(インクジェット、ドットインパクトおよび感熱方式)
(2)122「プリンタVersion2.0」区分B(電子写真方式)
(3)117「複写機Version2.2」
意見がきたもの○、整合をはかる場合○

	(1)	(2)	(3)	意見箇所	意見内容	対応
10	○	○	○	4-1-2(9)25g以上のプラスチック製筐体部品 EU指令 CMRカテゴリー1～3、またはTRGS905 CMRに分類される物質の禁止	TRGSはドイツ国内の法律であり、EU理事会指令67/548/EECの国内法である。物質もほぼ同一であるが、ドイツのブルーエンジェルでのドイツ国内法の採用は理解できる。しかしながら日本のエコマークには、ドイツ国内法の引用は不要であり、EU指令に統一していただきたい。 ただし、相互認証に影響する場合は、基準として受け入れ可能である。	No.117「複写機Ver2.2」および No.122「プリンタVer2.0 区分B電子写真方式」については、ブルーエンジェルやノルディックスワンとの部分相互認証を検討しており、その配慮から原案どおりとします。No.122「プリンタVer2.0 区分Aインクジェット方式、ドットインパクト方式および感熱方式」については、ご意見のとおり、TRGSはドイツ国内法規であることからを配慮し、EU指令に一本化します。
11	○	○	○	4-1-4(13)トナー/インクの重金属	(意見1) ブルーエンジェルUZ122では、鉛、水銀、六価クロム、ニッケルおよびその化合物を処方構成成分として添加していないこと。117ではカドミウムも記載されている。どちらかに統一すべき。	No.122プリンタVer2.0にもカドミウムを追記します。
12	○	○	○		(意見2) ブルーエンジェルUZ122「着色剤として分子量の大きいニッケルの錯化合物はこの限りではない」を追記すべき。	ご意見の通り修正します。
13		○	○	4-1-4(15)bトナーの有害物質 IARC	IARC(国際がん研究機関)の発ガン物質(グループ1,2A、2B)に分類されている物質を削除。 (理由)EU理事会指令67/548/EECはEUの法律であり、ブルーエンジェルではそのリストにある物質を予防原則により処方構成成分としての添加を禁止している。対して、IARCは法律ではなく、双方のリストにて物質が矛盾するケースがあり、ブルーエンジェルとのハーモナイズの観点より、引用するリストをEU指令に統一すべきである。	ご意見の通り修正します。 IARCについては、No.132「トナーカートリッジ」検討にあたり、アジア4ラベルのCCC(共通コア基準項目)であったことから入れたという経緯がありますが、ご指摘の通り、化学物質管理の上で同種の要求事項で異なるリストを引用することは負担増にもなることから、EU指令に一本化します。EU指令の引用による使用規制で、発がん性物質もカバーしていることから、本項目は削除します。
14	○	○	○	4-1-4(15)bインク/トナーの有害物質 TRGS905	TRGSはドイツ国内の法律であり、EU理事会指令67/548/EECの国内法である。物質もほぼ同一であるが、ドイツのブルーエンジェルでのドイツ国内法の採用は理解できる。しかしながら日本のエコマークには、ドイツ国内法の引用は不要であり、EU指令に統一していただきたい。 ただし、相互認証に影響する場合は、基準として受け入れ可能である。	No.117「複写機Ver2.2」および No.122「プリンタVer2.0 区分B電子写真方式」については、ブルーエンジェルやノルディックスワンとの部分相互認証を検討しており、その配慮から原案どおりとします。No.122「プリンタVer2.0 区分Aインクジェット方式、ドットインパクト方式および感熱方式」については、ご意見のとおり、TRGSはドイツ国内法規であることからを配慮し、EU指令に一本化します。
15		○	○	4-1-5(22)回収したTCの再使用・マテリアルリサイクル率	回収済みのトナー容器についても、再使用・マテリアルリサイクル率を適用すべき。	ご意見の通り、修正することが望ましいと考えますが、事業者へのヒアリングの結果、現時点では実行困難であるという実情を得たこと、またトナーカートリッジと比較すれば、トナー容器についてはマテリアルリサイクルの価値が高いと判断するための検証が難しいことから、原案どおりとします。将来にわたって、輸送面やインフラなどの仕組みが整えば、トナー容器に関しても、より高度な資源循環を目指していくことが望ましく、トレードオフなどを慎重に配慮しながら、今後の継続課題とします。

(1)122「プリンタVersion2.0」区分A(インクジェット、ドットインパクトおよび感熱方式)
(2)122「プリンタVersion2.0」区分B(電子写真方式)
(3)117「複写機Version2.2」
意見がきたもの○、整合をはかる場合○

	(1)	(2)	(3)	意見箇所	意見内容	対応
16	○	○	○	4-1-6 (28) ～ (30) 粉塵、オゾン、ＶＯＣなどの放散 (117、122B),、4-1-6(26)VOCの放散 (122A)	(意見1) ブルーエンジェル　UZ122:2005ではなく、UZ122:2006とすべき	ご意見のとおり修正します。
17	○	○	○		(意見2) ブルーエンジェル　UZ122「同一構造機器」の取扱いについての追記を検討いただきたい。 「2台の同一構造機器間の相違が最大プリント速度にある場合には、プリント速度が最高の機器を試験すること。結果は、プリント速度が20%を超えて小さくない機器は同一構造機器には転用可能と見なされる。 相異なるプリント速度を有する3台またはそれ以上の同一構造機器について申請を出す場合は、最高のプリント速度の機器およびプリント速度がそれよいも低いもう一台を試験すること。」	放散に関する事業者専門部会に実情を問い合わせたたところ、放散量については、最低速度が異なる複数の同一シリーズを検証した結果、いずれも機器の速度に比例して放散量が増加するという知見を得ました。そこで、エコマークでは、試験費用が高額であること、試験設備が少なく逼迫していることも考慮した上で、シリーズ機の最高速度の機器で放散の基準値を満足するならば、同一シリーズ内においてそれ以下の速度の機器については試験不要とし、放散の基準値に適合すると見なすことといたします。 海外エコラベルとの試験データの相互化については、今後の検討課題とします。なお、将来的にデータを相互化できるケースも想定して、付属証明書の試験場欄に、RAL-UZ122認定試験場のチェック項目も追加するものとします。
18	○	○	○		(意見3) ブルーエンジェル　UZ122「カラーのプリント原稿印刷時に決定された放散速度が白黒プリント時の放散速度の限界値を満たす場合には、カラー機において白黒プリント時の試験を行う必要は無い」を検討いただきたい	ご意見のとおり修正します。No.122 ﾌﾟﾘﾝﾀ区分Aについては、次の回答もご参照ください。
19	○				(意見4)TVOC　参考値提出について (区分A：インクジェット方式、感熱方式、ドットインパクト方式) 測定方法について、エコマークでは2008.6.1までは、白黒印刷での測定を、それ以降はカラー印刷での測定を要求されているが、UZ122の基準統一化を検討いただきたい。	基準の記載が不明瞭でしたので訂正します。ご意見を参考に、プリンタ区分A「インクジェット、感熱方式、ドットインパクト方式」において、以下の通りとします。 【カラー機】・カラー動作中：必須，・および白黒動作中：必須 (ただし、カラー動作中のTVOCの放散値が≦10mg/hの場合不要) 【白黒機】・白黒動作中：必須

(1)122「プリンタVersion2.0」区分A(インクジェット、ドットインパクトおよび感熱方式)
(2)122「プリンタVersion2.0」区分B(電子写真方式)
(3)117「複写機Version2.2」
意見がきたもの○、整合をはかる場合○

	(1)	(2)	(3)	意見箇所	意見内容	対応
20	○	○	○		(意見5) /TVOC参考値提出のタイミング (122区分A:インクジェット、感熱方式、ドットインパクト方式) 区分Aについては、基準値はなく、参考値として提出することとなっており、測定値そのものは審査に影響は及ぼさない。TVOC放散の試験設備は極めて少なく、申請のタイミングに支障がでる。申請時に提出しなくてもよいか？ (122区分B: 電子写真方式) 区分Bにおいて、現認定機種を新基準に追加適合させる場合、カラー時のデータがないものがある。これについてはカラー測定が新規となるので、区分AのIJP同様に、測定予定日を記載とすることで良し、としていただきたい。	**(122区分Aインクジェット、感熱方式、ドットインパクト方式)** 認定基準上、参考値提出とある以上、参考値が提出される以前に、使用契約を交わすことはできません。 今回初めて、インクジェットその他方式にもTVOCの放散試験を課すものであり、まずは測定データを収集し基準値の設定を今後検討していくという本来の主旨に立ち戻り、認定基準自体を以下の通り修正します。 「プリンタ動作中の総揮発性有機化合物(TVOC)を測定し、測定値を記録しておくこと。なお測定方法はブルーエンジェル(RAL-UZ-122:2005)の付録2に記載するものとし、その他の条件は表2に従うこと。 カラー機器については、カラー印刷および白黒印刷による測定値を提出すること。カラー印刷時における放散速度が10mg/hの場合は、白黒印刷時の測定を省略してよい。なお、ここでTVOCとは、・・・省略」 証明(案):本項目への適合および測定終了予定日を付属証明書に記載すること。および事務局の求めに応じて、ブルーエンジェルの測定方法(RAL-UZ-122:2005)で測定された実測値を提出すること。 **(122区分B電子写真方式、117複写機)** 白黒動作中の放散については基準を満たすことが必須(必ず放散試験を行う)であり、カラー動作中については2008年5月31日までは参考値の扱いだが、6月1日以降は数値基準も適用されます。事業者へのヒアリングにより、「放散試験に際し、白黒時のみ行い、後日カラー時を行うことはない」という情報を得ました。これらのことから原案通りとします。 <現在の認定機種において、新制定の基準で申込する場合> カラー時のデータがないものについて、基本的に区分Bにおいては、制定約1年後から、基準値を適用することが定められており、データ収集をまず行うという区分Aとは意味合いも若干異なることから、遅くとも使用契約締結までには実測値の提出をお願いいたします。
21		○	○	4-1-6 (31) 物質エミッションの情報提供	『白黒印刷の基準のみ満たす場合は、その旨も記載すること。』 ↓ 白黒のみが基準を満たす場合でもエコマークが取れるのは、2008.5.31までで、その間は、白黒のみ適合でも、エコマーク適合であるため、わざわざ白黒のみが満たす、と明記する必要はない。また、そのような商品は、2008. 6.1～は、この記載自体が許されなくなる。この記載義務を削除してほしい。	ご意見を基に修正します。より正確な情報提供が望ましいものの、カラー機のカラー動作中の放散基準については、2008.5.31まで参考値提出としておりますが、それ以降は基準値を適用することが決定しており、製品添付書類の版替え・切り替えなどの実務面を考慮し、記載を削除することとします。

(1)122「プリンタVersion2.0」区分A(インクジェット、ドットインパクトおよび感熱方式)
(2)122「プリンタVersion2.0」区分B(電子写真方式)
(3)117「複写機Version2.2」
意見がきたもの○、整合をはかる場合○

	(1)	(2)	(3)	意見箇所	意見内容	対応
22	○			4-1-7 (27) (122A), 4-1-7(33)(122A,117) 古紙パルプ配合率100%の再生紙が使用可能	「ただし、連続用紙に対応するプリンタ、大判プリンタおよび写真用紙のみに対応するプリンタを除く。」について、はがきサイズ対応機の場合、写真用紙のみならずはがきにも対応する。はがきには、100%再生紙は市販されていないため、対応可否を保証できない。はがき対応機も本項目除外としてよいか。	ご意見を基に修正します。以下の通り下線部を追加します。 「ただし、連続用紙に対応するプリンタ、大判プリンタおよび写真用紙・はがきのみに対応するプリンタを除く。」 今後、一般的な市販のはがきにおける再生紙の状況などを継続的に確認していくものとします。 また、再生紙が使用可能なことというユーザへの情報提供項目においても修正します。
23	○	○	○		古紙パルプ配合率100%の再生紙が使用可能なこと、とは、どのような特性(印刷再現性や走行性などか？) あるいは試験を持って、使用可能と判断されるのか？認定基準上に示すことが必要ではないか。	事業者へのヒアリングにより、各社、品質管理上定義する一定の条件で評価を行いトラブルはないかの技術判断により使用可否を決めているとの知見を得ました。具体的には、代表的再生紙などにおいて、定着性、はがれ性、ジャム率、搬送性などを評価しています。品質管理については各社の機密事項ともなりえ、一律の評価軸を定めることは困難と判断しました。 本項目については、以下の通り修正します。 「使用できる用紙は少なくとも1種類以上、古紙パルプ配合率100%の再生紙が、各社品質管理上の規定に基づき、使用可能なこと。」
24	○	○	○	4-1-10(33)(122A),4-1-11(41) (122B), 4-1-12(43)(117)エネルギー消費	エネルギースター基準と不整合と見られる部分もある。基準値について表形式にするより、「エネルギースターの基準を満たすこと」とし、基準を発効している団体名、基準番号名等を明記してあればよい、としてはどうか。	ご意見を基に、エナジースターとの不整合を修正し、定義や測定方法についてもエナジースターに拠ることを記載しました。
25					白黒・カラー複合機のエネルギー基準の「kWh/week」の測定根拠は何か。複合機の使用は様々でありどの機能を優先するのか。	

(1)122「プリンタVersion2.0」区分A(インクジェット、ドットインパクトおよび感熱方式)
(2)122「プリンタVersion2.0」区分B(電子写真方式)
(3)117「複写機Version2.2」
意見がきたもの○、整合をはかる場合○

	(1)	(2)	(3)	意見箇所	意見内容	対応
26	○	○	○	4-1-13(37)(122A) 4-1-14(45)(122B) 4-1-14(46)(117) 取扱説明書(ユーザマニュアル)印刷物にかかわる基準	a.リサイクルの阻害とならない製本形態であること、 b.非塩素漂白パルプを使用すること, c.古紙パルプ配合率70%の用紙を使用すること につき、海外で製造される取説については、aかつ、bまたはcを満たすこととなっている。しかし、当社調べの限りでは、ベトナムやタイの現地製紙メーカでは、bとcのいずれも満たすことができない。日本で紙を調達して海外に送るとなると環境負荷も増える。現時点で一部の国においてはインフラが整っていないことを配慮いただきたい	製紙関係者へのヒアリングにより、途上国などの一部地域では、bについては多額の設備投資が必要であり、即座の達成が困難と考えられること、cについては、古紙を輸入するという手段もあるものの、需給バランスや、当該地での古紙回収の社会的な仕組みから判断すると担保が困難と考えうるという知見を得ました。プリンタ事業者へのヒアリングによっても、発注量が大きくはないことから、プリンタ事業者から現地の製紙工場に強力に働きかけることは難しく、調達可能な第三国で取扱説明書を印刷するか、プリンタの生産国で規定の古紙配合率を満たす用紙を輸入し印刷する方法をとることになります。その場合、輸送によって余分な環境負荷が増す可能性もあります。 そこで、生産国における社会事情、インフラ、企業の技術力・設備投資の状況などを勘案した上で、取扱説明書にも一定の環境配慮を促す観点から、現行No.122の「古紙を使用すること」から一歩進んで以下の通りとします。 *日本国内:abc を満たすこと *海外:aおよび、bまたはdを満たすこと。 d:使用用紙の古紙パルプ配合率が30%以上であること
27		○		4-1-14(46)b,c (122B) 製品添付書類に記載すべきユーザ情報 b製品のリサイクル情報、c.使用後の製品の受け入れ場所	電子写真式プリンタは、商慣習としてリース・レンタル方式が一般的である複写機とは販売形態が異なり、売り切りのケースも多い。認定基準でも、No.117「複写機Ver2」とは異なり、事業者による回収の仕組みがあることを要件とはしていない。従って、ユーザへ提供する情報として「b.使用後の製品のリサイクル情報」と「c.使用後の製品の受け入れ場所」については削除すべき。	「b. 使用後の製品のリサイクル情報」については削除いたします。「c.使用後の製品の受け入れ場所」については、広域指定を取るなどの自主的な回収の仕組みがあればそれを積極的に案内いただきたく、またそれが無い場合は、どのように廃棄すべきなのか(自治体に問合せるなど)の案内が望ましいと考え、「使用済み製品の廃棄・回収に係る情報」と修正いたします。 【情報提供の具体例としては、「製品の回収を有償で行っています。○○へお問合せください」、「廃棄時には自治体の指示に従ってください」など。】

(1)122「プリンタVersion2.0」区分A(インクジェット、ドットインパクトおよび感熱方式)
(2)122「プリンタVersion2.0」区分B(電子写真方式)
(3)117「複写機Version2.2」
意見がきたもの○、整合をはかる場合○

	(1)	(2)	(3)	意見箇所	意見内容	対応
28	○	○	○	4-1-13(38)e(122A), 4-1-14(46)g(122B), 4-1-14(47)g (117) 製品添付書類に記載すべきユーザ情報/運転モードにおけるエネルギ消費および省エネオプション	本項目を削除すべき。 2007年4月から施行のエナジースターでは、インクジェット方式およびドットインパクト方式のプリンタでは、スリープモードの消費電力のみ測定対象であり、各種運転モードにおける消費電力を情報提供することはできない。さらに、省エネオプションについては、家庭用インクジェットプリンタにおいては、出荷時にエネルギー消費量を最も抑えるよう設定して出荷しており、実質それ以上の省エネオプションは存在せず、一般ユーザが変更することもできない。さらに、感熱式プリンタ、電子写真式プリンタおよび複写機においては、1週間辺りのエネルギー消費効率を測定・算出するものとエナジースターが改定され、運転モードごとの消費電力の測定は行わない。このエネルギー消費効率は、標準化された使用条件下における消費効率であり、実使用の電力消費量とは異なる。ユーザが機器購入前に複数の製品を比較する上で、カタログに表記してユーザの選択の助けとするには有効であるが、購入後の製品添付書類にこの数値を情報提供する意義は薄い。また省エネオプションについても、通常最も省エネとなる状態で出荷しているので、むしろユーザが選べるのは、利便性を重視して省エネではなくなるようにする(オフモードに自動的にならないようにするなど)ケースとなってしまう。	ご意見を基に、「運転モードにおけるエネルギ消費と省エネオプション」については、情報提供項目から削除します。 これに代替する情報提供として、オフモード時に電力消費がゼロではない機器があることも鑑み、「機器を使用しない時には、電源プラグを抜くことの推奨」など、消費者の省エネ行動を促す情報を提供することも検討しました。しかし、例えばFAX機能付きの複合機においては、常時接続を前提とし、電源プラグを抜いては機能を果たせなくなるなど、機器によっては問題を生じます。機器の特性に応じた案内が望ましく、基準としては適切でないと判断しました。 エコマークでは、機器そのものが同種の製品と比較して省エネ性能が高いことを認定基準としていることの情報提供や、機器の特性を考慮した上で、チームマイナス6%にも掲げられる「プラグをコンセントから抜きましょう」などの意識喚起を、エコマークとしてもHPや普及広報物などのツールを用いて働きかけたいと思います。
29	○	○		3R設計チェックリスト No.10 筐体部品、トナーモジュール・インクモジュールの塗装の制限	(意見1) プリント方式により、「樹脂製外装部品への塗装」条件に差を設けることは、独占禁止法に抵触する可能性があり、差が無くなるよう基準を修正すべき。 インクジェット方式プリンタの高速化および電子写真方式プリンタの低価格化に伴い、「インクジェット＝一般家庭用, 電子写真＝ビジネス用」といった棲み分けが崩壊し、市場では各種プリント方式がいりみだれての競争状態にある。このような状況の中で、「樹脂製外装部品への塗装」といつたプリント方式とは全く関係のない項目について、プリント方式により差を設けることには妥当性が無く、現行案は、エコマークが販売に与える影響を考慮すると、市場での公正な競争を規定している「独占禁止法」に抵触する可能性があると考える.	原案通りとします。 ご主張については尤もですが、一般家庭から廃棄される使用済み機器の処理責任は各自治体にあり、プリンタだけを集約的に回収したり、効率的な分離分別、高度なマテリアルリサイクルを行うことは困難といえます。また、廃棄物の処理に係る法律上、プリンタ事業者が自社製品を回収することはできません。現状でもなお、インクジェットプリンタは、一般家庭用として使用されるケースが大部分であり、それらはデザイン上の理由で塗装されているケースがほとんどです。エコマークは、市場において環境側面で優位な製品を認定するものであり、市場に存在しない要求レベルでの認定基準では意味がなくなってしまいます。これらを考慮し、原案通りとしました。

(1)122「プリンタVersion2.0」区分A(インクジェット、ドットインパクトおよび感熱方式)
(2)122「プリンタVersion2.0」区分B(電子写真方式)
(3)117「複写機Version2.2」
意見がきたもの○、整合をはかる場合○

	(1)	(2)	(3)	意見箇所	意見内容	対応
30	○	○			意見(2) 樹脂製外装部品への塗装を無条件で許可すべきではない。 解説では、「インクジェット方式などの一般消費者向けの機器では、現状として外装にデザインのための塗装を施しており、デザインなしでの販売は事実上、不可能。また、一般消費者向けの機器は、自治体に回収責任があるが回収後、分別、マテリアルリサイクルされる可能性は低く、塗装を回避する意義が低く、一般消費者向けの機器では、塗装の回避を義務づける必然性は低い。一方、電子写真方式の機器は、業務用が中心であるためデザインの必要性が低く、現状でも塗装はほとんど行っていない。広域認定を受けることで製造事業者による回収、リサイクルも可能である。リサイクル促進の観点から、塗装の許容は必要最小限にとどめるべきであり、塗装の必要性の低い業務用製品にまで認めるべきではない。」 とあるが、この文章は、以下の点で妥当ではなく、削除／修正をお願いしたい。 ①デザイン上の問題は、一般消費者向け機器であろうが、業務用機器であろうが、その重要性は変わりなく、外装の塗装に関する基準に差を設ける理由とはならない。 ②自治体により回収される一般消費者向け製品は、税金を使って処理されている。このため、企業が処理費用を負担して処理される、業務用製品よりも、高いリサイクル性が要求されるべきであり、少しでも地方自治体での処理がリサイクルに向けられるよう政策的に誘導すると伴に、投入される税金が低く抑えられるような基準を策定することが、エコマークに求められる役割と考える。しかしながら、現行の案では、自治体で処理される一般消費者向け製品に塗装を許し、企業が処理費用を負担する業務用製品は塗装を規制する内容となっており、エコマークに求められる役割に逆行する内容となっていることから、基準案の見直しが不可欠と考える。 ③一般的に樹脂部品に塗装をしてもトータルの環境負荷が大きく増加しないケースは、 a) 部品の材料にリサイクル材を採用するケース b) 相溶性塗料で塗装されるケース であり、この2つのケース以外は、必要最小限度の塗装にとどめるべきと考える	インクジェットプリンタにおいて、業務用電子写真方式のプリンタと競合する機器の範囲の設定(例えば、重量、容積、印刷速度等の指標で区切る)を検討し、業務用インクジェットプリンタを選別することを検討しましたが、現時点では区切りが困難でした。今後、家庭用プリンタの回収･廃棄に係る法整備の動向や、市場のすみわけの状況を確認しながら、継続検討していくものとします。 また、塗装面積については、塗装面積や部品点数の数値基準を設定し、最小限の塗装に制限することも検討しました。しかし、事業者へのヒアリングにより、製品によってデザインが様々のため数値の一律の設定が難しいこと、またデザイン上最も目立つ筐体部品には、現状では基本として広範な面積に塗装を施すため、高い割合の数値を設けてもあまり意味をなさず、数値化は見送ることとしました。

(1)122「プリンタVersion2.0」区分A(インクジェット、ドットインパクトおよび感熱方式)
(2)122「プリンタVersion2.0」区分B(電子写真方式)
(3)117「複写機Version2.2」
意見がきたもの○、整合をはかる場合○

	(1)	(2)	(3)	意見箇所	意見内容	対応
31	○	○	○	証明方法の一般原則/製造者の試験場である場合の要求事項のうちの一つISO9001の保持について	現在品質管理マネジメントシステムとして、ISO9000を取得しているが、取得後長い年月を経過して十分な品質管理システムを継続的に構築できたと判断し、今後ISO9000の更新を行なわず、自社独自の品質管理システムを構築していくこととした。独自の内部監査の仕組みも設けている。 エコマークNo122認定基準の測定要件として、自社試験の場合、ISO9001の『保持』が求められるが、ISO9001の認定の更新を行わない場合、本要求事項に不適合となってしまう。相互認証に関しては、BA/NS/エコマーク間でも、認証取得する製品としない製品がある。例えば騒音やエミッションにしても、ISO9000試験所でのデータでもBAは不可であり、その場合はBA用に別途データが必要となる。試験所については設計項目ではないので、現段階ではエコマークのみ取得する場合のオプションを設けてほしい。	本項目は、2001年にノルディックスワンとの部分相互認証の契約締結のために導入した項目であって、ISO9001保持の要件の目的は、相互認証にあたって、再現性や精度の高い試験結果であることを相互に担保することにあります。(他の商品類型では試験所はISO9001に準じることとしているものはあっても、認定を要求しているものはありません。)従って、ISO9001に準じる品質管理システムを有し、運用していることで担保可能と考えられます。そこで、以下の通り要求事項を修正します。 監督官庁がサンプリングや分析過程を監視しているか、または分析と試験の実施の認可を受けているか、その製造者がサンプリングと分析を含む品質システムを確立し、ISO 9001(一致規格JIS Q9001:2000)を保持しているか、またはサンプリングと分析を含む品質システムについてISO9001に準拠する社内規格があり、それに則して測定が行われている場合には、製造者の試験場は分析やテストをとり行うことが認められる。
32			○	グリーン購入法「複写機」における判断基準について	ア「リユースに配慮したコピー機等であること」またはイ「特定の化学物質についての使用が制限されたコピー機等であること」 「再生型機」:使用済みの製品を部分分解・洗浄・修理し、新品同等品質または一定品質に満たない部品を交換し、専用ラインで組み立てた製品 「部品リユース型機」:使用済み製品を全分解・洗浄・修理し、新造機と同一品質を保証できる部品を新造機と同等の製造ラインで組み立てた製品 特定の化学物質(鉛、水銀、六価クロム、カドミウム等、PBB,PBDE等)の使用については、含有基準値・付属品等の扱い等についてJIS C 0950:2005(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)に準ずるものとする。 (意見1) エコマークの「複写機」「プリンタ」「トナーカートリッジ」基準において、現在、G購入法の判断の基準を採用していない類型はない。すなわち、”エコマーク基準≧G購入法の判断の基準”となっている。エコマーク使用契約者は、お客様へ「エコマーク認定製品なのでG購入法適合」との説明も行っておりますが、今後G購入法の判断基準が反映されない場合、そのように言えないことになる。結果としてお客様には分かりづらい関係になってしまうことが懸念される。追加されない場合、お客様への説明のためにも、「国および国際機関が定めた関連する基準が制定・改訂された場合のエコマーク認定基準改定の考え方」に基づき、エコマークの判断を広く公開いただきたい。	エコマークでは、原則として、グリーン購入法の判断基準に適合あるいはそれを上回るものとしております。また、No.136「リユース製品Ver1」という商品類型では、LCA専門家による、新品とリユース品のライフサイクルにわたる環境負荷の評価・検証を行った上で、リユース品の価値を高く認め、推奨しております。 平成19年度から施行のグリーン購入法において、新たな判断基準が加わり、エコマークとしても、それをそのまま採用することを検討いたしましたが、複数の考慮すべき事項があることから、即座の採用は見送り、継続検討するものとします。 エコマークでは、エネルギー基準については、トップランナー方式である最新のエネルギースターの基準を採用し、また、グリーン購入法では判断基準が設けられていない、化学物質の放散や騒音などについても厳しい定量的な基準を設けています。さらには、設計段階から資源循環を促す3R設計のチェックリストを導入し、有害物質使用規制などの厳しい要件を定めています。 グリーン購入法との整合を十分に考慮しながら、リユース製品に関わる要件について、現状のリユース製品のレベルを情報収集し、検討を行うための期間をいただきたいと思います。 なお、具体的な参考事例として、No.133「デジタル印刷機」においては、専門家により新品機とリユース機を、素材製造に関わる地球温暖化負荷と使用時のエネルギー消費に関わる地球温暖化負荷を検証した上で、 a.製造停止後1年以上を経た製品を「母機」としていること

(1)122「プリンタVersion2.0」区分A(インクジェット、ドットインパクトおよび感熱方式)
(2)122「プリンタVersion2.0」区分B(電子写真方式)
(3)117「複写機Version2.2」
意見がきたもの○、整合をはかる場合○

	(1)	(2)	(3)	意見箇所	意見内容	対応
33			○		(意見2) エコマークにG法の基準を盛り込むことについて、現時点では賛同できない。 理由1) エコマークとして複写機のリユース機の扱いについての議論が充分されておらず、そのような状況でいきなり基準に盛り込むのは現時点では無理がある。 理由2) リユース機は、回収されるまでに相当程度期間を要したものということでG法では省エネ基準について、旧エネルギースターの基準を満たすことでもよいと緩和されているが、こうした緩和を認めなければリユース機にVer2.2基準の満足を求めることで逆にリユース機の流通を狭めてしまうことになるのではないか。もし、リユース機をエコマークに取り込むのであれば、「再生複写機」など新たに商品類型を設ける方がG法との整合も図りやすいのではないか。 理由3) 化学物質使用制限機については、たしかにJ-Mossのグリーンマークの代わりになるとのメリットも考えられるが、J-Mossの適用の回避を要望して現在に至っていることを考えると工業会としての一貫性を問われかねないことにもなるので、慎重に対応する必要がある。	b.質量比で「元となる製品」より80%以上の部品を再使用していること。 c.エネルギー消費効率について一部緩和(新品機の2.5倍以内と設定) d.インク中のVOC成分、インク石油系溶剤中の芳香族成分について緩和 などの定量的な基準を盛り込んでおります。
34			○		(意見3) エコマークとして、ア「リユースに配慮したコピー機等」についての細かい要件/定義を決めるには議論を重ねる必要があり、時間も要することから、今回の制定(5/1)時には見送ることにし、本年度G法における各社の運用状況をヒアリングのうえで、今後の検討課題とするという意見に賛成する。本件については、事業者間での確認期間も充分になかった。	

意見者数 8
意見総数 34